

健保の被扶養者・再確認書類が5月下旬以降、健保協会より届きます。回収は6月中旬頃に！
当事務所では、毎週金曜日の朝9時～10時にミーティングを行います。ご協力をお願い致します。



「速やかに社
保に加入し…
当職宛に報告

するよう建設業法に基づき指導
する！」との厳しい文書が、許可の
更新や経審の後に県の土木建築
部から業者に出
されるようになりました。「当社
の収益からは、とてもそんな経費
は出ない…従業員も加入に消極
的だし、どうすれば…？」とA社か
ら相談がありました。国交省は25
年度の設計労務単価を
大幅に引き上げたのに

社保強制で各社単価は大幅に
負担は誰がのせよ？

関連して「工事価格にきちんと反映
され、末端の労働者に行き渡るよう
実態調査を実施し相談専用ダイヤルも
設置する」考えで、社保加入の徹底
を図る強い姿勢を打出しています。
人材不足で、現場の作業員は残業時
間が「危険水域」と
言われる月100時間
近くになろうとし
ている現状(日建協調査・外勤建築)
でも請負単価は上がり、結局A社
は従業員の賃金を加して社保に加
入する事になりました。行政の施策
が末端の業者や労働者に
届くのは一体いつの事に？

「親会社の指導で3社
が合併する事になった
…これに伴う建設業許可や経審
等、事業承継の円滑な手続きを依
頼したい」との相談がB社からあ
りました。合併契約書等の基本的
な書類は準備さ
れていたものの
法務局での手続
きや公共工事の入札参加資格を
空白期間を作る事なく統合して
いく手続きには、大変な準備と専
門的知識が求められます。B社の
場合、合併期日の1ヵ月半前から当
事務所に相談に見えた事もあつ



会社再編や日め
事業の承継十の
成功と失敗
の相談例…

ました。一方、社長が急死し事業の
承継がうまくいかず、破産の準備
をしているC社の相談も受けまし
た。ネックになったのは①会社の負債
についての社長の個人保証②許可を継
続するための要件
(経管任と専技の常勤)③従業員の
意欲…でした。全国の社長の平均
年齢は約60才、しかし社長交代し
た会社は2%程。
早めの対策が
求められます。



毎月の給与計算時に①建退共証紙購入と②証紙受払簿・手帳受払簿への記入をお忘れなく
★「西馬弁護士の法律うまい話!」を毎週火曜日の夕方6:15、OBSラジオで放送中!★